自己資本の構成に関する開示事項 平成29年9月末

【連結】 (単位:百万円、%) 平成28年9月末 平成29年9月末 項目 経過措置による 経過措置による 不算入額 不算入額 コア資本に係る基礎項目 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主 322, 529 311, 459 うち、資本金及び資本剰余金の額 193, 468 193, 445 うち、利益剰余金の額 131, 455 120,008 うち、自己株式の額(△) 0 0 うち、社外流出予定額 (△) 2,393 1,994 うち、上記以外に該当するものの額 コア資本に算入されるその他の包括利益累計額 ∆38 0 うち、為替換算調整勘定 うち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第 6条第1項)によりコア資本に含まれる退職給付 に係るものの額 ∆38 0 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株 予約権の額 104 71 コア資本に係る調整後非支配株主持分の額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金 の合計額 20 25 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 20 25 うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第1項) により コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己 資本比率改正告示附則第3条第2項)によりコア資 本に係る基礎項目の額に含まれる額 53,000 48,300 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて 発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四 土地特許価額と特許価値前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第1項)により コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 2,587 3, 114 非支配株主持分のうち、経過措置(自己資本比率 改正告示附則第7条第1項又は第2項)によりコア 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 3, 269 3,652 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 376, 774 371, 323

コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	3, 471	2, 314	2, 599	3, 899
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額	_	-	_	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ ライツに係るもの以外の額	3, 471	2, 314	2, 599	3, 899
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の 額	249	166	527	790
適格引当金不足額	13, 479	_	12, 022	·-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	_	-	-	-
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるも のを除く。)の額	41	27	23	34
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本 調達手段の額	-	_	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	_	_	_	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_	_	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該 当するものに関連するものの額	-	_	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係 る無形固定資産に関連するものの額	_	-	_	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限 る。) に関連するものの額	_	-	_	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_	_	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該 当するものに関連するものの額	_	_	_	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係 る無形固定資産に関連するものの額	_	_	_	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限 る。) に関連するものの額	_	_	_	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	17, 241		15, 172	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	359, 533		356, 151	

スク・アセット等		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1
用リスク・アセットの額の合計額	2, 446, 158		2, 408, 489	
資産(オン・バランス)項目	2, 337, 991		2, 295, 794	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に 算入される額の合計額	7, 573		9, 438	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第2項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係				
るものを除く。)に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第2項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったもののである。	2, 314		3, 899	
の額のうち、繰延税金資産に係るものの 額	166		790	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第2項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額	_		_	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手 段に係るエクスポージャーに係る経過措 置(自己資本比率改正告示附則第12条第1 項又は第2項)を用いて算出したリスク・ アセットの額から経過措置を用いずに算 出したリスク・アセットの額を控除した 額	40.40		4.0.004	
	△3, 185		△3, 984	
うち、上記以外に該当するものの額	8, 278		8, 732	
オフ・バランス取引等項目	99, 265		101, 380	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	8, 757		11, 213	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用 リスク・アセットの額	144		101	
ーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して た額	_		_	
ペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で して得た額	172, 450		206, 968	
用リスク・アセット調整額	30, 264		340, 303	
ペレーショナル・リスク相当額調整額	_		-	
スク・アセット等の額の合計額 (ニ)	2, 648, 872		2, 955, 761	
結自己資本比率				
結自己資本比率((ハ)/(ニ))	13. 57 [%]		12. 04 [%]	
結総所要自己資本額 ((ニ) × 4 %)	105, 954		118, 230	

【単体】 (単位:百万円、%)

【単体】				(単位:百万円、%)
	平成29年9月末		平成28年9月末	
項目		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主 資本の額	314, 090		303, 068	
うち、資本金及び資本剰余金の額	171, 102		171, 102	
うち、利益剰余金の額	145, 442		134, 068	
うち、自己株式の額 (△)	60		107	
うち、社外流出予定額 (△)	2, 393		1, 994	
うち、上記以外に該当するものの額	_		_	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株 予約権の額	104		71	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金 の合計額	2		2	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2		2	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第1項) により コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		_	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己 資本比率改正告示附則第3条第2項)によりコア資 本に係る基礎項目の額に含まれる額	48, 300		53, 000	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて 発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額			-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四 十五パーセントに相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第1項)により コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2, 587		3, 114	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	365, 084		359, 256	

コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライ ツに係るものを除く。) の額の合計額	3, 388	2, 259	2, 529	3, 794
うち、のれんに係るものの額	_			_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ ライツに係るもの以外の額	3, 388	2, 259	2, 529	3, 794
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の 額	224	149	505	758
適格引当金不足額	18, 104	_	16, 398	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であっ て自己資本に算入される額	_	_	_	_
前払年金費用の額	_	_	_	_
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるも のを除く。) の額	41	27	23	34
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本 調達手段の額	_	_	_	_
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	_	_	_	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該 当するものに関連するものの額	_	_	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係 る無形固定資産に関連するものの額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限 る。) に関連するものの額	_	_	_	_
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該 当するものに関連するものの額	_	_	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係 る無形固定資産に関連するものの額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限 る。) に関連するものの額	_	_	_	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	21, 758		19, 456	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	343, 325		339, 799	

リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	2, 425, 970	2, 380, 087	
資産(オン・バランス)項目	2, 317, 342	2, 266, 931	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額 に算入される額の合計額	7, 501	9, 300	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第2項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係	,	,	
るものを除く。)に係るものの額 うち、調整項目に係る経過措置(自己資	2, 259	3, 794	
クら、卵型場目に除る粧地行直(日上貢本比率改正告示附則第8条第2項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	149	758	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第2項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	_	_	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手 段に係るエクスポージャーに係る経過措 置(自己資本比率改正告示附則第12条第1 項又は第2項)を用いて算出したリスク・ アセットの額から経過措置を用いずに算 出したリスク・アセットの額を控除した 額	A 0, 105	A.D. 004	
うち、上記以外に該当するものの額	△3, 185	△3, 984	
	8, 278	8, 732	
オフ・バランス取引等項目	99, 611	101, 709	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	8, 872	11, 346	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用 リスク・アセットの額	144	101	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して 导た額	_	_	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で 余して得た額	165, 495	199, 396	
言用リスク・アセット調整額	_	315, 272	
ナペレーショナル・リスク相当額調整額	_	-	
スク・アセット等の額の合計額 (ニ)	2, 591, 465	2, 894, 756	
日己資本比率			
l己資本比率((ハ)/(ニ))	13. 24 $^{\%}$	11. 73 $^{\%}$	
4H6027867787488 ((_) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			
単体総所要自己資本額 ((ニ) × 4 %)	103, 658	115, 790	